平成２６年（フ）第５７号
山形県酒田市豊里字大割28―１　ハイツａ２―201号室、住民票上の住所秋田県にかほ市象潟町字四隅池73番地５
債務者　森　　達也
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５０９号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目15番地24スペース29―406、前住所埼玉県富士見市東みずほ台２丁目９番地７　ニューライトマンション103
債務者　東井　克彰
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８４号
愛知県岩倉市八剱町池田48番地　アパートグリンピア102号
債務者　志水ゆかり
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３２２号
愛知県豊田市千足町６丁目28番地１　リバーサイド山五409号、前住所愛知県豊田市本新町７丁目50番地１
債務者　黒木　　豊
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
愛知県岡崎市下和田町字高畑72番地　ファミール・ヒロＮ103、前住所愛知県岡崎市中田町３番地16
債務者　鳥居　千穂
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
京都府京丹後市大宮町口大野1162番地
債務者　大木　健治
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５９号
京都府宮津市字柳縄手301番地
債務者　柴山　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１０６号
北海道伊達市梅本町29番地２　カーサ花野、前住所北海道伊達市竹原町77番地45
債務者　三上　尚仁
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
群馬県太田市内ケ島町403番地６、前住所群馬県太田市飯塚町232番地４
債務者　長谷川隆紀
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９２号
新潟県新発田市本町４丁目12番２号
債務者　戸嶋加代子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第９４号
新潟県新発田市中央町３丁目５番18号　コーポ上町Ｂ202、前住所新潟県新発田市西園町３丁目１番23号　レオネクストネオ　レグルス105
債務者　鈴木　秀夫
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第９７号
新潟県新発田市豊町４丁目６番38号　メゾンアイリス202
債務者　吉田　早希
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２８５号
愛知県一宮市富士２丁目２番13号　レオパレスｐａｒｓｌｅｙ202号
債務者　小嶋　香穂
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０９号
香川県高松市栗林町３丁目11番23―202号ルミネス栗林
債務者　舟橋　敏幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１２号
香川県高松市新北町15番７号　レオパレスブルーマリンⅠ103号
債務者　町　　勇樹
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字吉野561番地１
債務者　藤山　尊行
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部